

# 農商工等連携の支援

## 農商工等連携の支援とは

地域を支える中小企業者及び農林漁業者の経営の改善を図るために、中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を総合的に応援します。



## 支援内容

「農商工等連携促進法」に基づく支援

- (1) 農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）：上限3000万円（補助率2/3以内）  
中小企業者と農林漁業者が連携して行う試作品開発、展示会出展等に係る経費の一部を補助します。
  - (2) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例  
認定を受けた中小企業者が農林漁業者の行う農業改良措置等を支援する場合に、当該中小企業者が改良資金等の貸付を受けられることとともに、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等に償還期間及び据置期間を延長します。
- その他小規模企業者等設備導入資金助成法の特例等があります。

農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業」を作成し、認定を受けた場合。

- (1) 連携体制構築支援事業（支援機関型）：上限500万円（補助率2/3以内）  
中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に費用を一部補助します。
- (2) 信用保証の特例  
認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

農商工連携を活用した事業創出及び販路開拓等の取組みに対するその他の支援

- (1) 地域産品販路開拓機会提供支援事業  
百貨店等における通常の流通システムを活用した商品取引機会を提供することにより、中小企業者の小売事業者のバイヤーに対する商談機会の増加、消費者への商品紹介機会の拡大、百貨店等における一般的な慣行の中での営業ノウハウの獲得を図り、中小企業者が自力で既存の流通システムを活用した販路開拓に取り組んでいけるよう支援します。
- (2) 中小企業支援ネットワーク強化事業  
高度・専門的な、農商工連携・経営革新・事業承継等の経営課題に対し、専門知識と豊富な実績を有する巡回対応相談員が各支援機関窓口において直接対応すると共に、必要に応じて専門家派遣を行う事業を実施します。
- (3) その他農商工連携等人材育成事業等があります。



※詳しくは近畿経済産業局（TEL06-3501-1767）までお問い合わせください。